

削除要請(条例第12条)

明らかに不当な差別的言動と判断できる92件について、プロバイダへの削除要請、国への通報を実施

■市町村及びネットハーモニーからの通報によるもの:92件

うち、いわゆる同和地区の識別情報の摘示に関する事案:92件

→※29件について、閲覧できない状態であることを確認済み
(令和7年9月末現在、63件は現存)

■過去案件の再要請:35件

→ 21件について、閲覧できない状態であることを確認済み
(令和7年9月末現在、14件は現存)

■これまでの実績 ※R7年9月末時点

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7※	合計
国への通報	6	19	20	69	198	51	40	88	92	583
プロバイダへの削除要請	0	0	0	0	230	26	18	68	88	430
削除・閲覧不能ページ数	5	0	16	28	174	25	5	21	29	303

説示・助言(条例第13条)

- 条例第13条では、
 - ①削除要請や通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合で、
 - ②発信・拡散者が明らかであり、
 - ③必要であると認めるときは、その者に対し、説示又は助言をすることができるとしている。
- また、指針では、削除要請や通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合について、「一定の期間を経過しても、当該情報が削除されない場合をいう」としている。
- 今年度、削除要請を行い、なお現存している案件のうち、発信者の特定が可能であった3名に対し、説示2件、助言1件をダイレクトメッセージ機能を利用して実施した。
- 本件は、いわゆる同和地区の識別情報の摘示に関するものであるが、説示・助言を行った投稿(計56ページ)のうち、25ページについては現在閲覧できない状態となっている。